

たま～に役立つ税の知識
〔税務と経営 H20.8月号について・・・〕

【1】 在外財産と相続税

- (1) 納税義務者
大別すると3種類あります

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

無制限納税義務者 = 相続又は遺贈により取得した財産の全部が課税の対象
(在外財産も課税の対象)

- (イ) 居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した個人で、その財産を取得した時において法施行地(日本)に住所を有するもの

- (ロ) 非居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人で、その財産を取得した時において法施行地(日本)に住所を有しないもの(一定の場合に限る)

制限納税義務者 = 相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものが課税の対象

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人で、その財産を取得した時において法施行地(日本)に住所を有しないもの(非居住無制限納税義務者を除く)

* 国籍 = 海外

特定納税義務者

贈与により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人(____を除く)

(解説)

____を除く、とあることから相続又は遺贈により財産を取得していない個人ということになります。

- (イ) 相続又は遺贈により財産を取得しなかったが、

- (ロ) 贈与により精算課税の適用を受ける財産を取得した個人

(特定贈与者から相続により取得したものとみなす)

【2】 ナマの税務相談室

* ハワイの土地 在外財産

相続人が無制限納税義務者 ハワイの土地も課税の対象

相続人が制限納税義務者 ハワイの土地は課税の対象とならない

この例の場合、相続人は 無制限納税義務者として話が進んでいる。

ハワイの土地 日本で相続税が課税される

ハワイの土地 ハワイでも相続税に相当する税が課される

二重課税??

【外国税額控除】

ハワイで課された税は、日本で相続税を計算する際に控除される
(全額は控除されない場合もあるが・・・)

(めっちゃ余談)

条文の読み方

* 「物」「者」「もの」・・・これらは全て「もの」と読みますが、それぞれを区別するために「物=ぶつ」「者=しゃ」「もの=もの」と読みます。

同じように、

* 「時」「とき」・・・どちらも「とき」と読みますが、区別するために「時=じ」と仮定を表す 読みます。